

新設及び廃止する手数料の概要

建築基準法改正関係

内容	金額	建基法	法施行日	手数料条例	条例施行日	説明
仮使用認定（新設）	120,000 円	7 条の 6、18 条第 24 項	27.6.1	15 項、30 項に追加	27.6.1	特定行政庁のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、建築主事、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとなる。
構造計算適合性判定	削除	6 条の 3 (確認)、18 条第 4 項 (計通)	27.6.1	現 3 項(確認)、現 19 項(計通)を削除	27.6.1	建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請することとなる。
任意の構造計算適合性判定	削除	6 条の 3 (確認)、18 条第 4 項 (計通)	27.6.1	現 77 項(2)イ(長期)、現 78 項(2)イ(長期変更)、現 83 項(3)(低炭素)を削除	27.6.1	長期優良住宅建築等の計画認定・変更認定、低炭素建築物新築等計画の認定に当たり、構造計算適合性判定を求める必要がある場合についても、建築主が、審査者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関へ直接申請することとなる。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律改正関係

内容	金額	マ建法	法施行日	手数料条例	条例施行日	説明
容積率の緩和許可（新設）	160,000 円	105 条第 1 項	26.12.24	84 項の追加	公布の日	耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和できることとなる。

新設及び廃止する手数料の概要

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正の施行について（技術的助言）関係

内容	金額	長住法	法施行日	手数料条例	条例施行日	説明
認定（限界耐力計算以外）	15,000～ 1,400,000円	5条	27.4.1	75項(1)イを追加	27.4.1	<p>長期優良住宅の認定・変更認定に当たり、従来の登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合に加え、新たに「設計住宅性能評価書が添付されている場合」も認定できることとなる。</p> <p>限界耐力計算（住宅などの建築物が地震発生時に、その地震力にどこまで耐えられるかという指標を計算することで、この計算値を基準値にして設計するように義務付けられている。）がある場合、外部への審査委託が必要になる。</p>
認定（限界耐力計算）	45,000～ 3,400,000円	5条	27.4.1	75項(1)ウを追加	27.4.1	
変更（限界耐力計算以外）	7,500～ 700,000円	8条	27.4.1	76項(1)イを追加	27.4.1	
変更（限界耐力計算）	22,500～ 1,700,000円	8条	27.4.1	76項(1)ウを追加	27.4.1	

鎌倉市建築基準条例特例許可関係（新設）

内容	金額	市条例	法施行日	手数料条例	条例施行日	説明
大規模な建築物の敷地と道路との関係	27,000円	6条	27.4.1	85項を追加	27.4.1	市建築基準条例の制定に伴い、手数料を新たに徴収するもの。
敷地と道路との関係	27,000円	11条	27.4.1	86項を追加	27.4.1	
木造の校舎と隣地境界との距離	27,000円	14条	27.4.1	87項を追加	27.4.1	

新設及び廃止する手数料の概要

大規模店舗及び マーケットの敷 地と道路との関 係	27,000 円	26 条 3 項	27.4.1	88 項を追加	27.4.1	
興行場等の敷地 と道路との関係	27,000 円	32 条 3 項	27.4.1	89 項を追加	27.4.1	
興行場等の建築 物の制限の緩和	27,000 円	43 条	27.4.1	90 項を追加	27.4.1	
自動車用の出口	27,000 円	45 条 1 項	27.4.1	91 項を追加	27.4.1	
3 章（斜面地建築 物）適用除外	27,000 円	56 条 1 項	27.4.1	92 項を追加	27.4.1	
4 章（地盤面の指 定等）適用除外	27,000 円	56 条 2 項	27.4.1	93 項を追加	27.4.1	
既存建築物に対 する制限の緩和	27,000 円	59 条 2 項、4 項 1 号、2 号	27.4.1	94 項を追加	27.4.1	

85 項～94 項の許可のいずれか 2 以上の許可を、同一の建築物に関して同時に申請する場合には、これらの申請を 1 件の申請とみなす。